

障がい者芸術活動支援センター運営業務

企画提案審査要領

令和 6 年 2 月
岩 手 県

この「企画提案審査要領」は、岩手県が実施する「障がい者芸術活動支援センター運営業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者を選定するための企画提案の審査の指針等について定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案選考委員会（以下「委員会」という。）により実施するものとする。
- (2) 委員会は、企画提案参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、下記4に定める審査基準に基づき審査を行うものとする。

2 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等に基づいて行う。
- (2) 委員会は、企画提案書等に基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行い、委員ごとに上位3位まで順位点（1位＝5点、2位＝3点、3位＝1点）を付し、それを委員会で合計した総合得点により順位を付すものとする。
なお、総合得点と同点の場合には、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、委員会において合議の上、総合順位を決定する。
- (3) 応募者が1者のみであった場合においても、審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。（総得点が、6割以上であれば適とする。）

3 審査結果の通知

審査結果については、各参加者に書面で通知する。

4 審査基準

配点は100点満点とし、審査項目及び配点は次のとおりとする。

審査項目
(1) 全般（トータルコンセプト）【15点】 ア 委託業務の趣旨、内容、求められる成果等を理解し、的確な提案となっているか。 イ 関係団体・機関との連携が見込まれる計画となっているか。 ウ 障がい者文化芸術分野の支援に係る具体的手法及び効果が期待できる計画となっているか。
(2) 相談窓口の設置【10点】 ア 専門性が問われる相談内容に対し、専門家等の助言が得られる体制が整えられているか。 イ 相談内容を記録するなどして、振り返りや共有ができる体制が整えられているか。
(3) ワークショップ及び研修会等の開催【10点】 ア 実施回数が適切であるか。 イ 適切な講師を提案しているか。 ウ ワークショップ及び研修内容が適切であるか。 エ 創作活動を支援する職員等の育成及び相互のネットワーク形成を図る工夫・周知への工夫がなされているか。
(4) 指導者の派遣【10点】 ア 実施回数が適切であるか。 イ 適切な講師を提案しているか。 ウ 目的及び実施方法が適切であるか。 エ 創作活動の手法に対する関心や支援への意欲を高める工夫がなされているか。
(5) 作家及び作品や取組事例の調査【10点】 ア 目的及び実施方法が適切であるか。 イ 新たな作家及び作品や新しい価値につながる取組事例の発見に向けた工夫がなされているか。 ウ 調査した作品の公開、調査内容及びその結果に対する情報発信の体制が整えられているか。
(6) 障がい者文化芸術祭及びふれあい音楽祭の実施【10点】 ア 時期及び会場が適切であるか。 イ 目的及び実施方法が適切であるか。 ウ 参加者の募集方法が適切であり、かつ、発表機会の創出を図る工夫がなされているか。 エ 県民の障がい者文化芸術活動に対する関心を高める工夫がなされているか。
(7) 協力委員会の設置【10点】 適切な委員を提案しているか。
(8) 出向いて行う相談・専門的知見によるアドバイスの実施【10点】 ア 目的及び実施方法が適切であるか。 イ 専門性が問われる相談内容に対し、専門家等の助言が得られる体制が整えられているか。 ウ 「相談・悩み事」の解決に向けた先進的な取組の情報収集、調査等の工夫がなされているか。
(9) 業務遂行能力（組織体制、業務実績等）【10点】 組織体制、業務実績等から判断して、十分業務遂行できる能力が認められるか。
(10) 見積書（積算単価、数量、提案内容との整合性等）【5点】 事業の積算に係る単価や経費が妥当なもので、業務の提案内容と整合性がとれた計画となっているか。